

第11 定時制の課程における特別募集

1 実施校及び募集人員

原則として、定時制の課程のすべての学校・学科で実施する。
募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 第1の2（1ページ）(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイに該当する者
- (2) 令和7年3月31日現在、19歳以上の者（平成18年4月1日までに生まれた者）

3 出願及び書類の提出

第3の3（2ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 出願
電子出願システムの案内に従い、「定時制の課程における特別募集」を選択する。
- (2) 写真
電子出願システムの案内に従い、写真を登録する。
- (3) 出願書類の提出
以下の書類を持参により志願先高等学校長に提出する。
ア 志願理由書（様式11）
イ 中学校卒業証明書
ウ その他、志願先高等学校長が指示するもの
- (4) 出願書類の提出期間は、以下の通りとする。

2月14日（金）午後2時から午後7時まで 2月17日（月）午後2時から午後5時まで
--

- (5) 全ての出願書類が提出された志願者を、定時制の課程における特別募集の選抜の対象とする。

4 志願先変更

第3の7（4ページ）に準ずる。出願書類の提出期間は、以下の通りとする。

2月18日（火）午後2時から午後7時まで 2月19日（水）午後2時から午後5時まで
--

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。

6 作文

- (1) 高等学校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。
- (2) 令和7年2月26日（水）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時25分とする。

7 面接

- (1) 面接は個人面接とする。
- (2) 高等学校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。
- (3) 令和7年2月26日（水）に実施する。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 作文による追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者は、令和7年3月3日（月）に実施する作文による追検査を受検することができる。
- (2) 作文による追検査は第3の12(2)及び(3)（7ページ）に準じ、原則として出身中学校長が手続を行うこととする。
- (3) 作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和7年3月3日（月）に面接を実施する。

内容は、7(1)及び(2)に準ずる。

10 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）に準ずる。